

裁判所書記官 柳原	交付 平成三年 七月一八日	官渡 平成三年 七月一八日
--------------	---------------------	---------------------

平成元年行ツ第五二号

判決



上告人

何

瑞

煥

右訴訟代理人弁護士

笹

原

桂

輔

笹

原

信

輔

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被上告人

法務大臣 左藤

恵

右指定代理人

中

川

清

秀

右当事者間の東京高等裁判所昭和六三年行コ第二四号帰化申請不許可処分取消請求

事件について、同裁判所が平成元年一月二四日言い渡した判決に対し、上告人から



全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人笹原桂輔、同笹原信輔の上告理由について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官

全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

大

内

恒

夫

裁判官

大

堀

誠

一

裁判官

橋

元

四

郎

平

裁判官

味

村

治

右は正本である。

平成参年七月拾八日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

黒木 七久子